

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年11月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第71号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) <u>第19条第11項又は第38条の5第9項</u>の規定に基づく特定の住宅用地の譲渡に該当することの認定 1件につき47,000円</p> <p>(8) 租税特別措置法施行令<u>第19条第12項第4号</u>又は<u>第38条の5第10項第4号</u>の規定に基づく譲渡予定価額に関する申出に対する審査 1件につき43,000円</p> <p>(9)～(46) 略</p> <p>(47) <u>臨床検査技師等に関する法律</u>(昭和33年法律第76号) 第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録 1件につき80,000円</p> <p>(48) <u>臨床検査技師等に関する法律</u>第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更 1件につき61,000円</p> <p>(49) <u>臨床検査技師等に関する法律</u>第20条の9の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付又は再交付 1件につき8,200円</p> <p>(50)～(311) 略</p> <p>(312) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は<u>第31条の2第2項第14号ハ</u>若しくは<u>第62条の3第4項第10号ハ</u>の規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～キ 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) <u>第18条の5第10項又は第38条の5第8項</u>の規定に基づく特定の住宅用地の譲渡に該当することの認定 1件につき47,000円</p> <p>(8) 租税特別措置法施行令<u>第18条の5第11項第4号</u>又は<u>第38条の5第9項第4号</u>の規定に基づく譲渡予定価額に関する申出に対する審査 1件につき43,000円</p> <p>(9)～(46) 略</p> <p>(47) <u>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律</u>(昭和33年法律第76号) 第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録 1件につき80,000円</p> <p>(48) <u>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律</u>第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更 1件につき61,000円</p> <p>(49) <u>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律</u>第20条の9の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付又は再交付 1件につき8,200円</p> <p>(50)～(311) 略</p> <p>(312) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は<u>第31条の2第2項第10号ハ</u>若しくは<u>第62条の3第4項第10号ハ</u>の規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～キ 略</p>

<p>(313) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は<u>第31条の2第2項第15号ニ</u>若しくは<u>第62条の3第4項第15号ニ</u>の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(314)～(323) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(313) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は<u>第31条の2第2項第11号ニ</u>若しくは<u>第62条の3第4項第11号ニ</u>の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(314)～(323) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。